

諮問事項 3

岡山県環境への負荷の低減に関する条例
に基づく排出基準、構造等の基準及び
排水基準の一部改正（案）

平成27年2月

岡山県

岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排水基準の一部改正について

1 趣旨

岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成13年岡山県条例第76号。以下「条例」という。）は、水質汚濁防止法等環境関係法により規制されていない事業活動等を対象として、独自の規制措置等を定めている。

このうち、水質汚濁に係る有害物質の排水基準については、水質汚濁防止法（以下「法」という。）に定める基準と同一の基準としているが、このたび国が法の基準を改正したことから、条例の基準をこれに合わせて改正するものである。

2 改正の内容

排出水の排出基準を定めている「岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排出基準、構造等の基準及び排水基準（平成14年岡山県告示第185号）」別表第7中の「カドミウム及びその化合物」の排出水の排水基準（許容限度）を0.1mg/Lから0.03mg/Lに改める。

参考1（法の基準の改正の概要）

(1) 改正日 平成26年11月4日（施行：12月1日）

(2) 改正の内容

カドミウム及びその化合物に係る排出水の排水基準が、0.1mg/Lから0.03mg/Lに改められた。

(3) 改正の経緯

人の健康の保護に関する知見の集積、公共用水域及び地下水における検出状況の推移等を踏まえ、平成23年10月27日にカドミウム及びその化合物について、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「水質環境基準」という。）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）が見直されたことを受け、排水基準等が改正されたものである。

有害物質に係る排水基準は原則として水質環境基準の10倍の値で設定されている。

参考2（排出水の排水基準の説明）

条例で規制対象としている特定施設を設置している工場・事業場から公共用水域に排出される排出水に係る基準である。

別表第7 排水水の排水基準(その1)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム 0.1ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン 1ミリグラム
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1リットルにつき 1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛 0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム 0.5ミリグラム
ひ素及びその化合物	1リットルにつきひ素 0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀 0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	1リットルにつき 0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき 0.3ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき 0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき 0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき 0.02ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき 0.04ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	1リットルにつき 1ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.4ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき 3ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき 0.06ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	1リットルにつき 0.02ミリグラム
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	1リットルにつき 0.06ミリグラム
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	1リットルにつき 0.03ミリグラム
N・N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	1リットルにつき 0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき 0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン 0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1リットルにつきほう素 10ミリグラム 海域に排出されるもの 1リットルにつきほう素 230ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1リットルにつきふっ素 8ミリグラム 海域に排出されるもの 1リットルにつきふっ素 15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100ミリグラム
1,4-ジオキサン	1リットルにつき 0.5ミリグラム

備考

- 1 この表に掲げる排水基準は、昭和49年環境庁告示第64号(排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法。以下単に「検定方法」という。)により検定した場合における検出値によるものとする。
- 2 「検出されないこと」とは、検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

		新		旧	
10 略	<p>備考 略</p> <p>別表第八 排水の排水基準（その二）</p> <p>1 略</p> <p>2 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号。以下「湖沼法」という。）第三 条第二項に規定する指定地域内の工場又は事業場で、最大排水量が五十立方メートル未満で 平均排水量が二十立方メートル以上のもから排出される排水の排水基準</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 湖沼法第三条第二項に規定する指定地域内の工場又は事業場で最大排水量が五十立方メー トル以上又は平均排水量が二十立方メートル以上のもから排出される排水の排水基準</p> <p>備考 (1)・(2) 略</p> <p>1～9 略</p>	略	有害物質の種類	許容限度	別表第七 排水の排水基準（その一）
			カドミウム及びその化合物		
11 略	<p>備考 略</p> <p>別表第八 排水の排水基準（その二）</p> <p>1 略</p> <p>2 排水を排出する工場又は事業場で、最大排水量が五十立方メートル未満で平均排水量が二 十立方メートル以上のもから排出される排水の排水基準</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号。以下「湖沼法」という。）第三 条第二項に規定する指定地域内の工場又は事業場で最大排水量が五十立方メートル以上又は平均 排水量が二十立方メートル以上のもから排出される排水の排水基準</p> <p>備考 (1)・(2) 略</p> <p>1～9 略</p> <p>10 2及び3の表の排水基準は、湖沼法第三条第二項に規定する指定地域内に特定施設を設置 している工場又は事業場について適用する。</p>	略	有害物質の種類	許容限度	別表第七 排水の排水基準（その一）
			カドミウム及びその化合物		